

「精神科専門薬剤師の理念と目的」

精神科専門薬剤師は、精神科薬物療法に関する高度な知識と技術により、精神疾患患者の治療と社会復帰に貢献することを理念とし、精神疾患に対する薬物療法を安全且つ適切に行うことを目的とする。

「精神科専門薬剤師が対象とする精神疾患と薬物療法」

精神科専門薬剤師が対象とする精神疾患は ICD-10 により分類された Mental and Behavioural Disorders (精神および行動の障害) とし、これらの疾患に対して行われる薬物療法とする。

The ICD-10 Classification of Mental and Behavioural Disorders

- F0 症状性を含む器質性精神障害
- F1 精神作用物質使用による精神および行動の障害
- F2 統合失調症 (精神分裂病)、分裂病型障害および妄想性障害
- F3 気分 (感情) 障害
- F4 神経症性障害、ストレス関連障害および身体表現性障害
- F5 生理的障害および身体的要因に関連した行動症候群
- F6 成人の人格および行動の障害
- F7 精神遅滞
- F8 心理的発達の障害
- F9 小児期および青年期に通常発症する行動および情緒の障害 (F90-F98) および特定不能の精神障害 (F99)

「精神科専門薬剤師の定義」

1. 精神疾患の病態と患者特性を十分理解していること
2. 向精神薬の薬理作用を十分理解していること
3. 高度な薬物療法に関する知識と多くの臨床経験を持ち、患者個々の症状や状況に合った薬物療法を医師、患者の双方に提案できること
4. 向精神薬による副作用の予測ができ、その解決方法を熟知し、医師、患者の双方に提案できること
5. 精神疾患患者との良好なコミュニケーションができ、薬物療法について話し合うことができること
6. 適切な薬物療法の提供による精神疾患患者の社会復帰を支援し、地域においても薬学的管理ができること
7. 精神科薬物療法に関する研究ができること
8. 精神科医療及び精神保健福祉を十分理解していること

以上を満たす薬剤師を精神科専門薬剤師とする。